

一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会 行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 9 月 1 日 ～ 2030 年 8 月 31 日 までの 5 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中の女性職員の健康の確保に係る制度や、相談先の周知を図る。

<対策>

- 2025 年 9 月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員へ周知。

目標 2：子育てをしながら働く職員に対する制度の周知を図る。

<対策>

- 2025 年 9 月～ 復職後の短時間勤務や時間外労働の制限など、制度の周知。
- 2025 年 9 月～ 子の看護等休暇を取得する際、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める制度の周知。
- 2025 年 9 月～ 子の看護等休暇を取得する理由として、授業参観、運動会、その他これに準ずる行事に参加するための取得を認める制度の周知。